

令和 4 年第 1 回町議会臨時会提出議案の概要

○議案第 24 号 宇治田原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

〔総務課〕

人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うもの。
改正内容は、期末・勤勉手当の支給月数を現行の 4.45 月から 4.30 月に改正するとともに、令和 3 年度の引下げに相当する額を令和 4 年 6 月の期末手当から減額する調整を行うもの。

○議案第 25 号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

〔税住民課〕

地方税法等の一部を改正する法律等が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったもの。主な改正内容は、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、令和 4 年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅を、評価額の 2.5%とするもの。

○議案第 26 号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

〔健康対策課〕

地方税法施行令等の一部を改正する法律等が令和 4 年 3 月 31 日に公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本条例について所要の改正を行ったもの。主な内容は、保険税賦課限度額の引上げ。（医療分 63 万円→65 万円、支援金 19 万円→20 万円）

○議案第 27 号 副町長の選任について

〔総務課〕

現副町長である山下康之氏の任期が令和 4 年 5 月 31 日で満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方自治法第 162 条の規定に基づき、議会の同意を求めるもの。

○報告第 1 号 令和 3 年度宇治田原町一般会計繰越明許費繰越計算書について

〔企画財政課〕

令和 3 年度宇治田原町一般会計補正予算にて繰越明許費の設定を行った役場庁舎跡地整備事業費、宇治田原山手線整備事業費、新市街地都市公園整備事業費などに係る繰越明許費繰越計算書を調製し、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するもの。

○報告第 2 号 令和 3 年度宇治田原町水道事業会計予算繰越計算書について

〔上下水道課〕

令和 3 年度宇治田原町水道事業会計で繰り越した、配水管移設等事業などに係る水道事業会計予算繰越計算書を調製し、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するもの。

○報告第3号 令和3年度宇治田原町下水道事業会計予算繰越計算書について

〔上下水道課〕

令和3年度宇治田原町下水道事業会計で繰り越した、公共下水道（管渠）整備事業費に係る下水道事業会計予算繰越計算書を調製し、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するもの。

○報告第4号 和解及び損害賠償の額の専決処分の報告について

〔産業観光課〕

令和4年3月10日、相手方所有の軽トラックが大字贅田小字永谷地内の林道御林山線を走行中、林道横断側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり車両下部のオイルパンに損害を与えた事故に係る和解及び損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の指定事項として専決処分した内容について、同条第2項の規定により報告するもの。

○報告第5号 令和4年度城南土地開発公社事業計画に関する報告書について

〔企画財政課〕

地方自治法第221条第3項の法人である城南土地開発公社について、法第243条の3第2項の規定により、その経営状況を説明する資料を作成し、議会に報告するもの。